

平成26年04月01日

## クライアントの皆様へ

### 中村許認可法務行政書士事務所

外国人雇用・採用コンサルタント

入管申請取次行政書士 **中村 和夫**

Tel : 03-6272-8636 Fax : 03-6369-4191

携帯 : 090-9320-1551

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。さて、御社外国人スタッフの招聘或いは更新手続等に於ける本職の報酬は、概ね以下のとおりとなっておりますのでご参考にして頂きますようお願い申し上げます。

敬 具

## 報酬一覧表 (ご参考)

平成26年4月1日現在 (【ご注意】下記報酬額には別途消費税が加算されます。)

【個別案件】

- |  |       |                       |
|--|-------|-----------------------|
| * 在留資格認定証明書交付申請  | 1件につき | ¥120,000~<br>¥200,000 |
| 《注記》同一企業による複数外国人の招聘が同時申請で行える場合には、原則として二人目からの報酬額は一人目の半額となります。 |       |                       |
| * 在留期間更新許可 (転職・職務変更無しの場合)                                    | 1件につき | ¥60,000               |
| 《注記》同一企業による複数外国人の申請が同時に行える場合には、原則として二人目からの報酬額は¥30,000~となります。 |       |                       |
| * 在留期間更新許可 (転職の場合)   | 1件につき | ¥80,000~<br>¥160,000  |
| * 在留資格変更許可 (認定証明書交付後の場合)                                     | 1件につき | ¥30,000               |
| * 在留資格変更許可   | 1件につき | ¥100,000~<br>¥160,000 |
| * 永住許可申請 (許可時証印紙代¥8,000は除く)                                  | 1件につき | ¥120,000~<br>¥160,000 |
| * 在留資格申請についての出張鑑定 (口頭のみ)                                     | 1回につき | ¥15,000~              |
| * 在留資格申請に関する個別鑑定書+報告書作成                                      | 1件につき | ¥20,000~<br>¥60,000   |
| * 在留資格及び申請に関する総合的な報告書作成                                      |       | ¥100,000~<br>¥200,000 |
| * 再入国許可 (数次) 申請 (納付金¥6,000を含む)                               | 1件につき | ¥12,000               |
| * 遠隔地申請 (名古屋又は仙台入管)  | 1回につき | ¥30,000加算             |
| * 遠隔地申請 (大阪、京都、滋賀又は神戸入管)                                     | 1回につき | ¥40,000加算             |
| 《注記》東京入管横浜支局への申請につきまして、1回につき別途¥3,000申し受けます。                  |       |                       |

【年間顧問料・一括手続契約方式】

- \* 電話・メール・ファックスによるフリー相談 (月1回迄御社でのご相談可)  
月額¥20,000~¥60,000
- \* 電話・メール・ファックスによるフリー相談及び  
特殊案件を除く全手続報酬込み (収入印代、交通費等の実費は除く)  
外国人数により応相談

【ご利用の際のご注意】上記すべての在留資格申請については、その許可、或いは交付を保証するものではありませんので、予めご了承願います。また、報酬に関しましては、ご依頼されるご状況 (直近の申請で不許可或いは不交付案件であったかどうか) や該当する在留資格の種類、或いは招聘法人の内容によって、手続の難易度が著しく異なります関係から、報酬についても幅を持たせて頂いております。従いまして、各案件毎にあらかじめご確認頂きますようお願い申し上げます。但し、申請手続報酬に関しましては、着手金(50%)+成功報酬(50%)となっておりますので、安心してご依頼頂けるものと自負しております。なお、上記報酬のうち、期間更新許可時、変更許可時に於ける国庫への納付金 (収入印紙代4千円) は含まれてはおりません。

以 上

メールアドレス : [info@visa.tokyo.jp](mailto:info@visa.tokyo.jp)

URL: <http://visa.tokyo.jp/>

電話 : 03-6272-8636 ファックス: 03-6369-4191

Mail address : [info@visa.tokyo.jp](mailto:info@visa.tokyo.jp)

URL: <http://www.nakamura-office.biz>

Phone: 03-6272-8636 Mobile: 090-9320-1551 Fax: 03-6369-4191